

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第六十六号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号の表中「企画部総合政策課」企画部

地域振興部総務室 地域振興部

に、「福祉部福祉政策課」を「福祉部総務室」に、「福祉部健康安

全局医務課」を「福祉部健康安全局総務室」に、

生活環境部県民生活課

生活環境部

を

くらし創造部総務室

に、「商工労働部商工課」を「商工労働

くらし創造部

を

部総務室」に、「農林部農政課」を「農林部総務室」に、「土木部監理課」を「土木部総務室」に、「教育委員会事務局総務福利課」を「教育委員会事務局総務室」に改める。

第三条の表第一号中「総合防災監」を「危機管理監」に改める。

第六条の表第五号中「土木部住宅課」を「土木部まちづくり推進局住宅課」に改め、同表第六号ア中「土木部住宅課」を「土木部まちづくり推進局住宅課」に改め、同号中クを削り、同号キ中「企画部観光交流局観光課」を「地域振興部文化観光局観光振興課

「に改め、同号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ ふるさと奈良県応援寄附金の収納を行うこと。

第六条の表第六号中セを削り、スをセとし、シをスし、サの次に次のように加える。

シ くらし創造部景観・環境局自然環境課が所管する県立公園に係る使用料の収納を行うこと。

第六条の表第七号及び第八十一条第三項中「教育委員会事務局総務福利課」を「教育委員会事務局総務室」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。